

# 指宿高校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月作成  
令和 8 年 3 月改正

## 1 目標

「いじめ防止対策推進法」の理念に基づき、いじめの未然防止・早期発見等に学校として組織的かつ積極的に取り組み、また家庭はもとより外部の専門機関等と連携して、より実効的な対応を図る。基本的目標は以下のとおりである。

- (1) 「いじめは絶対に許されないこと」との認識を共有し、いじめ問題に対して全職員で組織的に取り組む。
- (2) いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- (3) 保護者や関係機関との連携を図り、いじめ問題に適切に対応する。

## 2 組織：いじめ防止対策委員会

- (1) 【根拠】：いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく組織
- (2) 【組織】：生徒指導委員会と兼務、及び申し出による臨時委員会の開催
- (3) 【構成】：管理職、生徒指導企画係、学年主任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家  
※ 臨時委員会の場合は上記メンバーに該当生徒の担任・部活動顧問・特別支援員等を加える。

## 3 基本的取組

- (1) 未然防止
  - ① 全校集会等による講話
  - ② いじめに関する統一 LHR
  - ③ 生徒会によるいじめ防止活動
  - ④ 諸活動を通じた人間関係づくり
- (2) 早期発見
  - ① 年 5 回のいじめ等に関する調査
  - ② 年 3 回の教育相談等の実施
  - ③ 校内カウンセリング
  - ④ 個別面談の実施
- (3) 早期対応
  - ① 被害者及び加害者への事実確認（生徒指導企画係・担任等）・保護者連携
  - ② 被害者への適切なケア（担任・教育相談係・スクールカウンセラー等）
  - ③ 加害者への指導及び再発防止への取り組み（生徒指導企画係・担任等）
  - ④ 周囲の生徒への再発防止に向けての指導（生徒指導企画係・担任等）

#### (4) 年間指導計画

| 月   | 生徒関係                                                      | 職員関係                                     | 評価・検証関係                              |
|-----|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------|
| 4月  | ○いじめ問題を考える週間（講話）<br>○教育相談①                                | ○いじめ問題についての共通理解<br>○周知事項は年間を通じてその都度提示○確認 | ○年間の活動計画の検討<br>○教育相談①のまとめ            |
| 5月  | ○情報モラルの指導                                                 | ○家庭内ルールとフィルタリングの設定について                   |                                      |
| 6月  | ○学校楽しいーと調査①                                               | ○指宿市生活指導研究協議会申し合わせ事項の確認                  | ○アンケートの分析<br>○聞き取り調査                 |
| 7月  | ○SNS実態調査<br>○生徒指導講話                                       | ○夏休みの過ごし方についての共通理解<br>○職員研修（ゲートキーパー研修）   | ・SNS実態調査の分析<br>○学期の取組の総括             |
| 8月  |                                                           |                                          |                                      |
| 9月  | ○いじめ問題を考える週間<br>○いじめ問題アンケート調査（実態調査）①<br>○教育相談②<br>○生徒指導講話 | 統一LHRの共通理解<br>○いじめアンケート内容の検討<br>○共通理解    | ○アンケートの分析<br>○聞き取り調査                 |
| 10月 |                                                           |                                          |                                      |
| 11月 |                                                           |                                          |                                      |
| 12月 | ○学校楽しいーと調査②<br>○生徒指導講話                                    | ○冬休みの過ごし方についての共通理解                       | ○教育相談のまとめ<br>○各アンケートの分析<br>○学期の取組の総括 |
| 1月  | ○教育相談③<br>生徒指導講話                                          | ○生徒指導講話                                  |                                      |
| 2月  | ○いじめ問題アンケート調査（実態調査）②                                      |                                          | ○アンケートの分析<br>○聞き取り調査                 |
| 3月  | ○生徒指導講話                                                   | ○春休みの過ごし方についての共通理解                       | ○年間の総括及び次年度に向けての取組確認                 |

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



※ 30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席している場合も内容等を的確に判断して、決定する。

※ なお、生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

### (2) 県教育委員会等関係機関及び家庭との連携

ア 上記（1）を認知した場合は、直ちに県教育委員会に報告・相談をする。  
また、県教育委員会に月ごとの実態報告を行う。

イ 学校が主体となって調査を行う場合においては、県教育委員会と相談・協議して、必要な指導や人的措置等の支援を受ける。

ウ 加害生徒に対する指導については、当該生徒に寄り添い、家庭にも協力を求める。

エ ネットによるいじめ、ネット上での誹謗中傷については、関係機関との連携を含め、指導を強化する。

オ 上記（１）の調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

## 5 対応フロー図・・・いじめ＝いじめ防止対策委員会：重大事態＝いじめ対策委員会

